

令和7年度民間委託職業訓練(長期高度人材育成コース)における実施機関募集要領

1 総則

富山県(以下、「県」という。)が実施する令和7年度民間委託職業訓練(長期高度人材育成コース)の実施機関の募集については、この要領に定める。

2 業務の目的及び内容

- (1) 実施する職業訓練コースにおいて、訓練受講者全員が、職業訓練の受講により国家資格等の高い職業能力を習得し、正社員として就職し安定的に就業することを目的とする。
- (2) 委託職業訓練の実施内容は、別添仕様書のとおりとする。

3 資格要件

次の(1)～(9)の要件をすべて満たすこと。

- (1) 富山県内に教育訓練施設を有していること。
- (2) 受託しようとする教育訓練の実施実績があり、かつその直近2年間の就職実績において正社員就職率80%以上(介護福祉士養成科、保育士養成科は就職率80%以上)であること。

なお、委託訓練実績がある場合は委託訓練受講者の実績により判断し、委託訓練実績がない場合は一般受講者の実績により判断する。

- (3) 応募する時点において、県から業務等に関し、入札参加停止等の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には、訓練の実施にあたって、施設・設備の管理のほか訓練指導体制等訓練全般に係る責任者1名を訓練開設校舎ごとに配置できること、また受講者からの問い合わせ等に常時対応する窓口として事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。なお、カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれる場合にあっては、次の要件を全て満たしていること。

ア パソコンは、1人1台の割合で配置されていること。

イ ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。また、訓練カリキュラムを実施するうえで、支障がないよう適切なバージョン等のものであり、かつ受講者全員について同じものが設置されていること。

- (6) 訓練の講座を適正に運営するため、教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する者が十分確保されていること。具体的には仕様書に定める「訓練指導体制」を全て満たしていること。

- (7) 実施しようとする教育訓練の目的・目標、カリキュラム内容、実施時間、実施場所等が、受講者の職業能力の開発及び向上に資する訓練であって、真に就業に必要な訓練と認められるとともに、適切な実施及び受講が可能なこと。具体的には、次の全ての要件を満たすこと。

ア カリキュラム内容が、訓練の目標、仕上がり像と整合性を有するものであること。

イ 訓練の目標、仕上がり像及びカリキュラム内容が真に就業に資するための知識・技能の習得であること。

- (8) 就職支援を適切に実施するために、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び能力評価を実施するための体制が整備されている又は整備できる見込があること。
- (9) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
- ア 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償等の重大な法令違反行為がなされた事実があった者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定による破産手続開始の申し立てをした者又は申立てをされた者
 - オ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先機関とすることが相応しくないと富山県知事が判断した者又は判断する者
 - カ 職業訓練委託費の不正受給による処分を受けて、受託機会を与えられない期間中の者
 - キ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ク その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと富山県知事が判断した者又は判断する者

4 受託申請書等の提出内容

(1) 事前調書

受託申請書の提出に先立ち、別紙「令和7年度民間委託職業訓練（長期高度人材育成コース）の受託希望に係る事前調書」を受託を希望する訓練科ごとに各1部を電子データで提出すること。

なお、新規に設定しようとする訓練科については、添付書類として、(2)の受託申請書類のうちエ、オ、ケ、コ、サを併せて事前提出すること。

(2) 受託申請書

(1)の事前調書を県において確認した後（必要に応じて厚生労働省に協議した後）、訓練設定・日程等の調整の有無について県から連絡を行うので、調整事項を踏まえて受託申請書を作成提出すること。

受託申請書は、以下の書類をもって構成し、受託を希望する訓練科毎に各1部を紙ベースで提出するものとする。

- ア 訓練受託申請書 (様式1)
- イ 訓練組織図 (様式2)
- ウ 委託訓練要素別点検表 (様式3)
- エ 実施施設の概要 (様式4) ※ (別添) 教育訓練実績表含む
- オ 委託訓練カリキュラム (様式5)
- カ 就職支援の内容 (様式6)
- キ 講師等名簿 (様式7)
- ク 誓約書 (様式8)
- ケ 委託費積算内訳 (様式9)

○印の項目
…新規に設定しようとする訓練科については、(1)の事前調書提出時に事前提出

- コ 通常の入学生が支払う入学料及び授業料等が確認できる資料
- サ デジタルリテラシーチェックシート

令和6年11月1日現在において富山県物品等競争入札参加資格を有していない場合、次の書面も提出すること。

シ 国税、富山県税の納税証明書

(下記の原本各1部。申請日前6か月以内に交付されたものであること)

- ・富山総合県税事務所発行「納税証明書」証明事項「2 全税目に滞納がないこと。」
- ・管轄税務署発行「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」

(3) 県が必要と認める場合において、上記以外に書類の提出を求める場合がある。

5 受託申請書等の提出期限・提出方法等

(1) 提出期限

次のとおりとする。ただし、委託訓練の設定実績の無い訓練科において実施可能性の確認等に時間を要する場合は、県から別途期日を指定することがある。

介護福祉士養成科、保育士養成科 その他令和6年度開講分として 設定実績のある訓練科	事前調書 令和6年11月15日(金) 17時 受託申請書 令和6年11月28日(木) 17時
上記以外 (新規設定科)	事前調書 令和6年11月25日(月) 17時 受託申請書 令和6年12月12日(木) 17時

(2) 提出先

富山県商工労働部労働政策課人材育成係 担当：渡邊副主幹、小原主任
(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号、電話 076-444-3260)

(3) 提出方法

- ア 事前調書 上記担当者まで電子メールにて送信する。
(メールアドレスについては電話照会すること。)
- イ 受託申請書 郵送又は持参とする。ただし、郵送が提出期限までに届かない可能性がある場合は必ず持参すること。

(4) 提出に当たっての留意事項

- ア 仕様書により受託申請書を作成・提出すること。
- イ 受託申請書は、真に実施可能な訓練人員数を踏まえて提出すること。
- ウ 提出された受託申請書は、その事由の如何にかかわらず、返却しない。
- エ 虚偽の記載をした受託申請書は、無効とする。
- オ 参加資格要件を満たさない者が提出した受託申請書は、無効とする。
- カ 受託申請書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

6 実施機関募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

富山県商工労働部労働政策課人材育成係 担当：小原

(2) 受付期間

土日・休日を除き、5（1）の受託申請書提出期日の5日前まで

(3) 受付方法

質問事項を上記（1）担当まで電子メールにて行うこと。

(4) 回答

質問を送付されたアドレスあてに、電子メールにより行う。

なお、必要に応じて、事前調書を提出した者全員に質問回答の内容を連絡する。

7 募集定員について

- (1) 4により提出された受託申請書により県が受託資格の確認を行い契約候補者の適否を通知するので、申請者はその通知を受けてから募集を開始すること。
- (2) 実施機関毎の募集定員は、受入可能人員の範囲内で、県が別途提示する人数を上限とする。
- (3) (2) の募集定員にかかわらず、各実施機関における応募者数が、募集定員に満たない場合は、募集締切日の応募者数をもって定員予定数とする。
- (4) なお、(3) の場合において、募集定員から応募者数を差し引いた人員分は、応募者数が募集定員を上回っている実施機関に、当該機関の意向を確認のうえ、受入可能人員を上限として、応募率（応募者数／定員予定数）に応じて追加配分し、県内において、より多くの受講者が訓練を受講できるように調整するものとする。

8 契約の締結

県は、訓練受講者募集終了後に契約候補者から見積書の提出を受け、その内容と予定価格を比較検討し適切であると認めた場合には、当該訓練科に係る受講者数を確定させ、契約を締結するものとする（令和7年4月予定）。

ただし、「厚生労働省との協議が整うこと」及び「令和7年度富山県一般会計予算が成立すること」を契約締結の条件とする。